

監査報告書

令和4年5月27日

学校法人平成医療学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人平成医療学園

常勤監事

吉田明代

監事

永井隆世

私たち学校法人平成医療学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人平成医療学園寄附行為第8条及び第37条の規定に基づき、学校法人平成医療学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を監査いたしました。

その結果につき下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法

私たち監事は監査に当たり、理事会及び評議員会等に出席するほか、理事から業務の執行状況の報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人と連携し、計算書類等につき検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人平成医療学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上